

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和4年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己 評価	課題と対応策
能登町	②給付適正化	<p>本町の高齢者人口は令和3年以降も減少が見込まれる、高齢化率・後期高齢化率は年々増加し、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える令和7(2025)年には高齢化率が50.8%になると推計される。さらには「団塊ジュニア世代」が65歳を迎える令和22(2040)年には高齢化率が54.0%になると推計されるため、それらを見据えたア世代が65歳を迎える令和22年を見据えたサービス、人的基盤整備を行うことが重要である。</p>	<p>・介護保険サービスの基盤整備について 介護離職ゼロの実現に向け、特定施設入居者生活介護施設(ケアハウス)や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)などの高齢者向け住まいの基盤整備は在宅生活の限界点を上げるサービスとして重要だが、地方部では都市部と比べ新たな施設の設置は難しく、その機能の維持を図ることで要介護者の受け皿を確保していく。現在設置のそれらの施設が維持できるよう、当町としても援助を行う。指標などの状況から見ると、施設系サービスとして受け皿は充実していると思われる。</p> <p>・居宅サービス(介護予防サービス)について 居宅サービスについては、要介護者が、可能な限り、居宅において日常生活を営むことができるよう配慮するという介護保険の基本理念に基づいて、第7期(平成30年度～)の実績を元に各種サービスの利用希望率や現在利用状況を踏まえ、各種サービスの需要量を算定している。また、介護疲れ、介護うつ、介護離職などを防ぐという、いわゆる「在宅介護の限界点」を引き上げる目的のため、有効にサービスを利用することも重要である。</p> <p>・地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス)について 能登町では、①認知症対応型通所介護、②小規模多機能型居宅介護、③認知症対応型共同生活介護、④地域密着型通所介護の4事業を行っている。その他の事業実施については今後のニーズなどにより検討していく必要がある。</p> <p>・施設サービスについて 介護保険施設について、要介護者の重度化や高齢者世帯の増加により家庭での介護力の低下は考えられるが、今計画では新たに施設整備を行う予定はない。いわゆる「社会的入院」を解消して医療費の抑制につなげる目的で、令和2年度には町内の介護療養型医療施設は介護医療院に転換された。</p>	<p>・令和4年度計画値 認定者数(第1号被保険者) 1,188 要介護認定率 (第1号被保険者)(%) 15.2</p> <p>主なサービス受給率 (利用者数/12/第1号被保険者・%)</p> <p>訪問介護 1.5 訪問入浴介護 0.2 訪問看護 0.8 訪問リハビリテーション 0.0 居宅療養管理指導 0.9 通所介護 2.3 通所リハビリテーション 0.9 短期入所生活介護 1.8 短期入所療養介護(老健) - 短期入所療養介護(病院) - 短期入所療養介護(介護医療院) 0.1 福祉用具貸与 4.5 特定施設入居者生活介護 0.6 認知症対応型通所介護 0.9 小規模多機能型居宅介護 0.8 認知症対応型共同生活介護 1.0 地域密着型通所介護 1.5 介護老人福祉施設 2.7 介護老人保健施設 0.3 介護医療院 1.4 介護療養型医療施設 - 介護予防支援・居宅介護支援 6.9</p>	<p>・令和4年度実績値・差異(計画値から見た増減) 認定者数(第1号被保険者) 1,196 Δ8 要介護認定率 (第1号被保険者)(%) 15.5 0.3%</p> <p>主なサービス受給率 (利用者数/12/第1号被保険者・%)</p> <p>訪問介護 1.7 0.2 訪問入浴介護 0.1 Δ0.1 訪問看護 1.0 0.2 訪問リハビリテーション 0.1 0.1 居宅療養管理指導 1.5 0.6 通所介護 2.6 0.3 通所リハビリテーション 0.4 Δ0.5 短期入所生活介護 1.4 Δ0.4 短期入所療養介護(老健) - - 短期入所療養介護(病院) - - 短期入所療養介護(介護医療院) 0.0 Δ0.1 福祉用具貸与 4.6 0.1 特定施設入居者生活介護 0.6 0.0 認知症対応型通所介護 0.8 Δ0.1 小規模多機能型居宅介護 0.6 Δ0.2 認知症対応型共同生活介護 1.1 0.1 地域密着型通所介護 1.2 Δ0.3 介護老人福祉施設 2.7 0.0 介護老人保健施設 0.3 0.0 介護医療院 1.1 Δ0.3 介護療養型医療施設 - - 介護予防支援・居宅介護支援 6.5 Δ0.4</p>	○	<p>能登町における介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)は今年度で7年目を迎えた。第8期介護保険事業計画期間の初年度である令和3年度から市町村の判断により、国が定めるサービス単価の上限をあくまで目安とし、市町村が具体的な単価を定めることができるようになった。このことを踏まえながらも、町としては令和3年10月より、サービス提供の維持の観点と要介護者とのサービス量の違いから、国が示す単価と同じようにサービス単価を引き上げている。しかし、以前からサービス提供事業者の皆様からは増大する需要に供給が追い付かなくなっているという報告がされており、また、総合事業の事業費においては上限が設けられていることから、今後においても、制度の持続可能性を維持することを念頭に置き、対象者にとってそのサービスは適切なものか、その他のサービスで賄えるような方はそのサービスを利用してもらうなどを考えていき、事業者間での連携を図ることはもちろん必要になっていく。</p> <p>当町としては令和2年度から「能登町新人・再就職介護従事者就業支援給付金」の支給を行う等の人材確保に係る施策を行っている。また令和4年度からは「能登町介護サービス資格取得奨励給付金」と「能登町介護福祉士国家試験対策模擬試験受験補助金」を創設し、新たな介護人材の発掘を図った。加えて、令和5年度からは「能登町介護支援専門員資格更新に係る助成金」と「能登町居宅介護支援事業所介護支援専門員支援交付金」を創設し、現に介護業務を担っているスタッフの定着化を図り、今後も安定した介護サービスが提供出来るよう体制維持の為の取り組みを行っている。しかし、所謂「団塊の世代」が後期高齢者となり、当町の高齢化率が50%を超えると推計されている令和7年に向けて解消しなければならない課題は今後も決して少なくはない。</p>

※行は適宜追加ください。